

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	建設局下水道部施設管理課(水質管理担当) (06-6615-7525)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	違反措置命令
概要	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に違反して特定施設を設置、もしくは事項を変更したと認めるときは、当該特定施設の除却、操業の停止その他当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることがあります。
根拠法令等及び条項	瀬戸内海環境保全特別措置法第11条
処分基準	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に違反して特定施設を設置、もしくは事項を変更したと認めるとき。 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定とは、瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項および同法第8条第1項に定める規定で別紙のとおり。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	

【建設－法不－16】処分基準中の別紙

項 目	基 準 値		条文
	排水基準値		
カドミウム及びその化合物	0. 03mg/L	以下	
シアン化合物	1mg/L	以下	
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L	以下	
鉛及びその化合物	0. 1mg/L	以下	
6価クロム化合物	0. 5mg/L	以下	
砒素及びその化合物	0. 1mg/L	以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0. 005mg/L	以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル	0. 003mg/L	以下	
トリクロロエチレン	0. 1mg/L	以下	
テトラクロロエチレン	0. 1mg/L	以下	
ジクロロメタン	0. 2mg/L	以下	
四塩化炭素	0. 02mg/L	以下	12条の2第1項の政令で定める基準
1・2-ジクロロエタン	0. 04mg/L	以下	
1・1-ジクロロエチレン	1mg/L	以下	
シス-1・2-ジクロロエチレン	0. 4mg/L	以下	※1 1日の平均的な排水量が30m ³ 以上の事業場に適用される。
1・1・1-トリクロロエタン	3mg/L	以下	
1・1・2-トリクロロエタン	0. 06mg/L	以下	
1・3-ジクロロプロペン	0. 02mg/L	以下	※2 ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を有する事業場に適用される。
チウラム	0. 06mg/L	以下	
シマジン	0. 03mg/L	以下	
チオベンカルブ	0. 2mg/L	以下	
ベンゼン	0. 1mg/L	以下	
セレン及びその化合物	0. 1mg/L	以下	
ほう素及びその化合物	10mg/L	以下	
ふつ素及びその化合物	8mg/L	以下	
1, 4-ジオキサン	0. 5mg/L	以下	
フェノール類	※1	5mg/L	以下
銅及びその化合物	※1	3mg/L	以下
亜鉛及びその化合物	※1	2mg/L	以下
鉄及びその化合物(溶解性)	※1	10mg/L	以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	※1	10mg/L	以下
クロム及びその化合物	※1	2mg/L	以下
ダイオキシン類	※2	10pg-TEQ/L	以下
水素イオン濃度(pH)		5を超える未満	
生物化学的酸素要求量		2600mg/L	以下
浮遊物質量		2600mg/L	以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量			
鉱油類含有量		5mg/L	以下
動植物油脂類含有量		30mg/L	以下